八　法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
九　法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
十　法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
十一　法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四中「並びに」を「及び」に改め、同条第五号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第七号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第三条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　指定紛争解決機関（第五十条―第五十四条）」を「第五章　特定信用事業電子決済等代行業（第四十九条の二―第四十九条の七）」に、「第六章　指定紛争解決機関（第五十条―第五十四条）」を「第六章　指定紛争解決機関（第五十条の二―第五十四条）」に改める。

第五十六条第一項第一号中「及び第三十二条」を「、第三十二条及び第四十九条の二第一項」に改める。

第五十九条第二項中「第六十一条」を「第六十二条」に、「次条第一項及び第四項において」を「以下」に改める。

第六十条第一項中「みなされた」を「みなされる」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「行う」を「行使する」に改める。

第六十三条を第六十四条とし、第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とする。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十一条　長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理
二　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録
三　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知
四　法第九十二条の五の八第三項の規定及び法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧
五　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
六　法第九十二条の五の八第二項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
七　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
八　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
九　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
十　法第九十二条の五の八第四項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
十一　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3　前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とする。

第五十二条第五号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第六号中「（昭和二十七年法律第二百二十七号）」を削り、同条第七号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第十一号中「（平成十三年法律第九十三号）」を削る。

第五章を第六章とする。